



2019 年 4-6 月期四半期別GDP速報の推計方法の変更等について

令和元年 7 月 30 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 2015 年基準「企業向けサービス価格指数 (SPPI)」の反映について

2019 年 6 月に日本銀行より公表された 2015 年基準「企業向けサービス価格指数 (SPPI)」について、2019 年 4-6 月期から反映させる。

なお、従前は適当な物価指数が存在しないため、独自に推計したデフレーターを使用していた「卸売」及び「特許等サービス」並びに代替的な物価指数を対応させていた「不動産仲介・管理業」については、新規品目である「卸売」、「知的財産ライセンス」及び「不動産仲介・管理」の指数を採用するなど、2015 年基準 SPPI において改廃があった品目等を反映させる。遡及期間は、現在の第一次年次推計以降 (2017 年 1-3 月期以降) とする。

2015 年基準 SPPI を反映した、国民経済計算における「平成 23 年基準 基本単位デフレーター品目対応価格指数一覧 (令和元年 8 月時点)」については、下記を参照されたい。

「平成 23 年基準基本単位デフレーター品目対応価格指数一覧 (令和元年 8 月時点)」

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/chap_8_2_201908.pdf

2. 「経済産業省生産動態統計」の変更に伴う対応

「経済産業省生産動態統計」(経済産業省)において、2019 年 2 月値より、一部品目が公表されなくなったことを受け、供給側推計値のうち当該品目を用いている通信機械・同関連機器の 2019 年 1-3 月期以降の推計については、これにかえて、鉱工業出荷指数 (経済産業省) と国内企業物価指数 (日本銀行) を用いて推計することとする。

3. 消費税率引上げに伴う請負工事の経過措置について

公的固定資本形成及び総固定資本形成の供給側推計の土木建設分の基礎資料である「建設総合統計」(国土交通省)において、2019 年 4 月 1 日以後の受注額のうち 2019 年 10 月 1 日以後の完成予定工事については、消費税率引上げ後の税率が適用された受注額を進捗展開した工事出来高となっている。

他方、実質化に用いるデフレーターについては、基礎資料の制約から 2019 年 7-9 月期までは現行消費税率に基づく計数となる。

このため、名目値と実質値の整合性を確保する観点から、2019 年 4-6 月期及び 2019 年 7-9 月期の公的固定資本形成の推計及び供給側推計においては、「建設総合統計」の計数から 2019 年 4 月 1 日以後の受注額のうち 2019 年 10 月 1 日以後の完成予定工事の出来高を別途推計し、それに係る消費税率引上げ相当額を控除する対応を行う。

4. 「個人企業経済統計」の変更に伴う対応

「個人企業経済統計」(総務省)においては、2019 年度に実施する調査より、調査対象産業の拡大等の変更が行われ、従来の動向調査(四半期調査)と構造調査(年次調査)が年次調査に集約されたことに伴い、四半期調査が廃止された。

これを受けて、2019 年 4-6 月期より、民間企業設備の需要側推計値のうち、「個人企業経済統計」を用いて推計している家計(個人企業)設備投資(製造業、卸・小売業、サービス業)について、推計方法の変更を行う。具体的には、設備投資のうち、建物以外の機械器具等分については、これまで「個人企業経済統計」の一企業当たり機械設備購入額に「労働力統計」(総務省)等より推計した個人企業数を乗じて推計していたが、変更後は建物分の投資額に、機械器具等分の投資額の建物分の投資額に対する比率(前 5 か年の平均)を乗じる方法で推計する。

5. 「毎月勤労統計」における東京都 500 人以上規模の事業所の全数調査実施に伴う対応

「毎月勤労統計」(厚生労働省)においては、2019 年 6 月調査分(8 月 6 日公表予定)より、東京都 500 人以上規模の事業所について全数調査が実施される。また、この全数調査の系列とあわせて、従来行っていた抽出調査の系列の実数、指数、前年同月比が公表される予定である。

これを受けて、2019 年 4-6 月期の雇用者報酬においては、段差が生じないよう、従来行っていた抽出調査による方法で作成される 6 月分の賃金データを用いて推計を行う。